

## 「津島商工会議所 電子クーポンサービス」利用規約

### ①発行について

「津島商工会議所 電子クーポンサービス」(以下「クーポン」という)は原則として、年3回、6月・10月・2月に発行し、津島商工会議所公式LINEにて津島商工会議所会員及びLINE登録者(一般個人含む)に配信するものとする。なお、発行回数・発行月については、商工会議所が定めるものとする。

### ②利用対象者について

クーポン掲載サービスの利用対象者は、津島商工会議所の正会員のみとする。

### ③利用料金について

クーポン発行に関する費用は無償とするが、クーポン利用時のサービスに係る費用は利用者負担とする。

### ④有効期間について

クーポンには商工会議所が任意に定める有効期間を設定する。異なる期間を設定する場合は、双方の協議によりこれを設定する。

### ⑤掲載の停止について

本サービスの内容を停止・変更する場合は、発行月の前月5日までに、商工会議所へ申し出ることとする。申し出がない場合は、自動更新とみなし、前回の内容を掲載する。

### ⑥利用者の義務について

利用者は、クーポンを有効期限内に提示された場合は、記載されたサービスを提供しなければならない。併せて本クーポンの内容や事務取扱についての責任は利用者に帰属し、本サービスの利用で生じたいかなる損害に対しても商工会議所は一切の責任を負わない。

また、利用者は、商工会議所にクーポンの使用状況等を問われた場合は、その内容を速やかに開示しなくてはならない。

### ⑦未掲載者の優先掲載について

原則として申込事業所は全て掲載を行うが、申込者多数の場合は未掲載者を優先して掲載する。

### ⑧サービスの停止について

商工会議所は本規約に違反した利用者の掲載を停止することができる。

### ⑨その他

本規定に定めのない事項については利用者と津島商工会議所の双方の協議により、これを決する。